

議員提出第1号議案

加東市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

加東市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日提出

加東市議会議会運営委員会
委員長 小川 忠 市

加東市議会規則第 号

加東市議会会議規則の一部を改正する規則

加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
(起立による表決) 第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	(起立等による表決) 第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立し、又は挙手させ、起立又は挙手をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

2 議長が起立又は挙手をした者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議員提出第1号議案 要旨

加東市議会会議規則の一部改正（要旨）

1 改正理由

会議の表決の方法について、挙手による表決を可能とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

表決の方法に挙手を加えること。（第70条及び第76条関係）

3 施行期日 令和5年4月1日